



今月のテーマ

町が浄化槽を設置・維持管理も

市町村設置型で 浄化槽を整備しています

生活排水を処理する方法には、公共下水道や集落排水処理施設、合併処理浄化槽などさまざまな方法があります。

また、自治体が行う合併処理浄化槽の整備には、個人が設置した浄化槽に補助金を交付する『個人設置型』と、市町村が浄化槽を設置し、維持管理も行う『市町村設置型』があります。

町では現在『市町村設置型』で、町営浄化槽整備推進事業での高度処理型浄化槽の推進に努めており、町営浄化槽の設置を行っています。

町営浄化槽整備推進事業では、設置申請者に工事費の約2割の分担金(表①参照)を負担いただき、使用料を徴取しながら、くみ取り清掃や保守点検、法定検査といった維持管理も町が行っています。

今後、新築などで浄化槽を希望される方は、町管理の浄化槽設置をご検討ください

▼詳しくは、役場環境衛生課 (☎33-0338) までお問い合わせください。

表① 浄化槽設置分担金の額

浄化槽の種類	分担金の額
5人槽	165,500円
7人槽	208,340円
10人槽	276,800円

※分担金には、7条検査費用8,000円が含まれています。

Purified



地域おこし協力隊活動日誌 vol.45

愛亀があふれるウミガメ公園を目指して

ウミガメ公園の飼育員になってから気がつけば約2年が経ちました。

この2年間の活動で、お客様が展示している生き物を好きになってくれたり、地元の漁師さんと協力して保護したウミガメを海へ帰したり、夏に七里御浜の上陸・産卵調査をしたりと飼育員としてのやりがいを感じています。

そして最近、カメマニアなお客様が来園されることが増えたような気がします。ご自宅で飼育しているマニアックなカメを見せてくれる方や、ペットのカメと一緒に来てくれる方もいます。

私自身、ウミガメをはじめカメ目の生き物が大好きなので、マニアックな話で盛り上がり、非常に楽しくお話しさせてもらっています。また、そんなときは「また来ます!」と言ってもらえることが多く、ウミガメ公園を目的地として来てくれるのはとてもうれしいです。

実は、バックヤードには近々、展示予定の珍しいカメがいます。展示が始まった際には各種SNSで告知するのでチェックしてみてください。

紀宝町でカメを飼育されてる方、ぜひご自宅の愛亀と一緒にウミガメ公園に遊びに来てください。飼育棟の室温はリクガメも安心の27℃設定です!また、カメを飼ってみたい、カメに興味があるので話を聞いてみたいという方も、どんどん話しかけてください。

みなさんのご来場をカメたちと首を長くして待っています♪



アオウミガメとアルダブラゾウガメ

何でも聞いてください

町営浄化槽のここがポイント!!

環境衛生課 中野良太

維持管理も町に任せて安心

浄化槽は、設置後の保守点検、くみ取り清掃、県の指定検査機関による法定検査といった維持管理が大切です。

町営浄化槽整備推進事業では、毎月、使用料を負担いただくことで、これらの維持管理を行うだけでなく、フローアなどが故障した場合の修繕にも対応しています。

Police 紀宝警察署 からのお知らせ

2月1日~3月18日は「サイバーセキュリティ月間」

国民の財産やプライバシー、企業の営業秘密や顧客情報を狙ったサイバー犯罪が相次いで発生しています。不審な出来事があれば警察に相談・届出を行ってください。

- 【対策】
- パソコン等の情報端末へのウイルス対策ソフトの導入、ソフトウェアのバージョンアップを行う
 - 面識のない送信者や怪しげな件名のメールは開かず削除する
 - ID・パスワードをしっかりと管理し、同じパスワードの使い回しはしない

紀宝警察署 (☎33-0110)

Resources ごみは資源 のコーナー

使用済みインクカートリッジの回収ボックスを設置しています

ご家庭から出る使用済みインクカートリッジを回収するボックスを、役場環境衛生課窓口、まなびの郷、福祉センターに設置しています。

全メーカーが対象となり、回収された使用済みインクカートリッジはリサイクルされ、新しい商品に生まれ変わります。

ポイント♪

ごみとして出す場合は、使用済みインクカートリッジのみを袋へ入れ、「資源の日」に出してください。



ごみのお兄さん カズヤスくん

役場環境衛生課 (☎33-0338)

Pet シリーズ ペットと暮らす その19 ~いつまでもいっしょに~

今月のテーマ 命を見送るまで飼えますか?



動物を飼う前には飼いたいと思う動物の特性や飼育に必要な環境について調べ、きちんと理解することが大切です。

身近なペットである犬や猫は10年以上生きる動物です。毎年、飼い主の都合で引き取られる犬や猫がたくさんいますが、「引越して飼えなくなった」「仕事が忙しくなった」など飼い主がペットを手放すにはさまざまな理由があります。

しかし、飼い主にはペットへの愛護と管理に関する責任を自覚し、最後まで飼いつける責任があります、万が一、ペットを捨てたり、虐待した場合、1年以下の懲役または、100万円以下の罰金が科せられ、殺傷した場合は5年以下の懲役または500万円以下の罰金が科されます。

ペットの命は飼いはじめたその日から飼い主に委ねられています。ペットの健康に気を配り、ペットの種類にあった快適な環境を整える責任があります。

ペットを飼う前に本当に自分に飼えるのか、もう一度考えてみましょう。